

直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

申込者 住所
氏名
電話

㊟

建物の所在地	
建物の名所	
管理責任者	㊟ 連絡先

上記建物に係る、直結増圧式給水による給水装置の維持管理について、下記事項を誓約いたします。

記

(使用者等への周知)

- 直結増圧式給水装置について次のような特徴を理解し、使用者に周知させるとともに、直結増圧式給水装置による給水についての苦情等を市水道局に一切申し立てません。
 - 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生した時には、共用の給水栓を使用します。なお、共用の給水栓使用料支払いについては、当方の責任において行います。
 - 直結増圧式給水装置を設置した場合は、貯水槽のような貯留機能がないため、市水道局の配水管工事及びメータの取り替え作業等市水道局による計画的及び緊急の断水の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

(定期点検等)

- 増圧式給水装置及び逆流防止措置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要のつど保守点検または修繕を行います。

(損害の補償)

- 増圧式給水装置に起因して、逆流または漏水が発生し、市水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

(管理人等の変更の届け出)

- 装置の所有者及び管理責任者または維持管理の指定業者等に異動もしくは変更が生じたときは、直ちに市水道局にお届けします。

(メータの管理等)

- メータは、善良なる管理者の注意をもって保管し、日中の点検または機能に支障のないようにいたします。

(条例規定の厳守)

- 明石市水道条例に規定する給水装置の管理義務を厳守するとともに、特に第1止水栓以降(宅地内)は、当方の責任で維持管理(漏水の防止、修繕工事等)いたします。

(配水管水圧によるポンプ稼働の有無)

- 配水管水圧の変動により、ポンプが稼働しない場合がありますが、それについて市水道局に一切異議申し立てません。

(紛争の解決)

- 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、市水道局に一切迷惑をかけません。

(ポンプの維持管理)

- 直結増圧式給水装置には、故障等の異常時に管理者や使用者、保守管理委託業者に警報が迅速に伝わるシステムを取り付けます。なお、増圧式給水装置の工事、維持管理を行うものとして、下記のを指定します。

水道工事業者	住所 氏名 電話
ポンプ設置管理業者	住所 氏名 電話

(既設配管の使用)

- 既設の装置を使用し、直結増圧式給水にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者(設置者)または使用者等の責任において解決するとともに、市水道局の指示に従い速やかに改善します。